

## 佐賀市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費認定に係る小児慢性特定疾病児童等の対象となる者をいう。以下同じ。）に対し、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進に資することを目的とする。

### (用具の種類及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる在宅の小児慢性特定疾病児童等で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による施策の対象とならないこと。

### (給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする給付対象者の保護者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（第1号様式）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

### (給付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、調査書（第2号様式）を作成し、給付の適否について決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、申請者に対し、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）により通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により用具の給付の申請を却下することを決定したときは、申請者に対し、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具申請却下決定通知書（第4号様式）により通知する。
- 4 市長は、第2項の規定により用具の給付を決定したときは、申請者に対し、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（第5号様式。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

### (用具の給付)

第5条 市長は、前条第2項の規定により用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具 給付依頼書（第6号様式）により用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に給付を依頼する。

- 2 前項の規定により用具の給付の依頼を受けた者は、給付対象者に対し、速やかに用具の給付を行わなければならない。
- 3 用具の引渡しは、給付対象者の居住地等において行うものとし、給付対象者の保護者は、用具の受取を確認後、給付券を業者に提出しなければならない。  
(費用の負担)

第6条 給付対象者の保護者は、その属する世帯の課税の状況に応じて用具の購入に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

- 2 前項の規定により負担する額（以下「自己負担額」という。）は、小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱（平成28年6月10日付け健発第0610号第5号）によるものとする。

(費用の請求)

第7条 用具を給付した業者は、公費負担額（用具の給付に要する額から自己負担額を控除した額をいう。以下同じ。）を請求しようとするときは、請求書に給付券を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに公費負担額を支払うものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した公費負担額の一部を負担させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳（第7号様式）を整備するものとする。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により給付決定を受けている者は、改正後の要綱により給付決定を受けた者とみなす。